

◇協賛による表彰規定

協賛金額	記念品贈呈	記念社史贈呈	記念社史芳名記	事務所芳名掲	表彰状 (協賛会長)	表彰状 (神社庁長)	表彰状 (神社本庁統理)
五千円未満	●						
五千円以上	●	●					
一万円以上	●	●	●				
五万円以上	●	●	●		●		
一〇万円以上	●	●	●	●	●		
二〇万円以上	●	●	●	●	●		
一〇〇万円以上	●	●	●	●	●	●	
三〇〇万円以上	●	●	●	●	●		●

記念社史の追加贈呈は、一冊二千円とする

この規定は、令和四年三月三十一日までに協賛した者とする